

東京都高等学校バスケットボール女子部専門部規定

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は東京都高等学体育連盟（以下、高体連）バスケットボール女子専門部（略称専門部）と称する。

(事務所)

第2条 本専門部の事務所は部長指定の場所に置く。

(目的)

第3条 本専門部は東京都高体連の規約に基づき、関係団体と提携し、高等学校におけるバスケットボールの健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 高等学校バスケットボールの調査・研究及び指導
2. 高等学校バスケットボール大会の開催・共催及び主管
3. 高等学校バスケットボールの国際交流
4. 関係団体との連絡
5. その他専門部の目的を達成するための必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 本専門部は東京都高体連規約第6条によって組織する。

第6条 本専門部は都内各高等学校女子バスケットボール部をもって組織する。

(支部設置)

第7条 本専門部には次の支部を置く。その規定は別に定める。

1. A支部（荒川区、江戸川区、足立区、江東区、墨田区、葛飾区、島嶼）
2. B支部（中央区、文京区、千代田区、台東区）
3. C支部（北区、豊島区、板橋区、新宿区）
4. D支部（港区、品川区、目黒区、渋谷区）
5. E支部（杉並区、中野区、練馬区、武蔵野市）
6. F支部（大田区、世田谷区、稲城市、着日江市）
7. G支部（八王子市、町田市、日野市、多摩市、府中市、調布市）
8. H支部（上記以外の地域）

第3章 役員

(役員の種類)

第8条 本専門部に次の役員を置く。

1. 部長1名（校長を原則とする）
2. 副部長若干名
3. 常任委員若干名
4. 委員加盟校数
5. 監事若干名
6. 顧問人数を定めない

(役員を選任)

第9条 部長及び副部長は専門部総会において推挙し、東京都高体連理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。部長は専門部を代表し、会務を統括する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

(常任委員)

第10条

1 常任委員は委員の互選により顧問教諭より選出する。常任委員は部務を審議処理するとともに各専門委員会に所属し、常務を分掌し執行する。

2 常任委員の勤務校変更或いは当該校の事情により本専門部への加盟ができなくなったときは、総会の承認があれば常任委員を継続することができる。

(委員)

第11条 委員は加盟校の当該クラブ顧問教諭とし、部長が委嘱する。委員は総会で審議決定された事項についてその執行にあたる。

(監事)

第12条 監事は専門部総会において推薦し部長がこれを委託する。監事は会計を監査し、部務を監督し必要に応じて意見を述べる。

(顧問)

第13条 本専門部の発展・充実に功績のあった常任委員が退職したとき、顧問に委嘱することができる。顧問は専門部総会の推薦により部長が委嘱する。顧問は専門部の運営に関し部長の諮問に応ずる。顧問の期間は5期（10年）を限度とする。

(委員の任期)

第14条 役員任期は2ヵ年とし、重任を妨げない。役員に欠員が生じたときは原則として補充する。補充された役員任期は前任者の残余期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第15条 本専門部に次の会議を置く。

1. 専門部総会
2. 常任委員会
3. 運営委員会

(専門部総会)

第16条 専門部総会は年1回部長が招集し、次の事項について審議する。

1. 決算の承認および予算に関する事項
2. 事業に関する事項
3. その他重要な事項

(常任委員会)

第17条 常任委員会は部長が招集し、委嘱された事項および緊急な事項について審議し処理する。監事は常任委員会に出席し意見を述べる事が出来る。

(専門委員会)

第18条 本専門部には次の専門委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 財務委員会
3. 競技委員会
4. 審判委員会
5. 広報委員会
6. 技術委員会

(運営委員会)

第19条 運営委員会は部長、副部長、専門委員会委員長、監事及び部長が必要と認める顧問によって構成する。運営委員会は専門部の基本的事項の検討、調整にあたる。

(会議の成立)

第20条 専門部総会及び常任委員会は、総員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を認める。

第5章 会計

(経費)

第21条 本専門部の経費は加盟費、登録料、補助金および寄付金を持ってあてる。加盟費及び登録料の額については別にこれを定める。

(会計の承認)

第22条 本専門部の予算、決算は専門部総会の議を経て東京都高体連理事会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第23条 本専門部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

第24条 本規約は昭和48年4月1日より実施する。

平成14年4月12日改訂